

## 中間試験

2017.11.17. 佐藤

### \* 中間試験の目的

1. 講義理解度の自己点検
2. 論述試験の回答（レポート・論文も同様）の書き方練習
3. 成績評価は、毎回講義での試験を重視するが、中間試験・最終試験も加味する。

以下の①、②の新聞記事の中から一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。

2. 設問1から4のいずれに解答しているのか明記すること。

3. 採点基準（50点満点で採点する）

a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。

b) 必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係するものが何も述べられていなくXで0点。

c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、10点の範囲で追加点をつける。

### ①NTT 東日本事件

朝日新聞 2000年07月04日

男性は今年二月、勤め先のNTT東日本を相手に裁判を起こした。七年一カ月に及ぶ単身赴任生活で、大きな経済的負担と精神的苦痛を受けたとして、計千五百五十万円の損害賠償と慰謝料を求めている。合理化などに伴って仙台への異動を命じられ、単身生活が始まった。意に反しての異動だった。入社以来二十五年間、ずっと同じ職場で働いてきた。マイホームも建てた。共働きで、家族そろって引っ越すこともできない。子ども二人は、思春期の難しい年ごろだ。単身赴任できませんと断ったが、認められなかった。やむなく家族を残して赴任した。単身赴任手当は出たが、出費はそれ以上にかさんだ。子どもの反抗期も重なった。働きながら一人で子どもに向き合う妻の負担は大きかった。赴任先での仕事も、自分でなくてもできる業務だ。

### ②船橋東郵便局事件

朝日新聞 1998年09月22日

残業の命令を拒否したことを理由に船橋東郵便局長から受けた免職処分は無効だとして、元局員が二十一日までに同局長を相手取り、局員としての復職と賃金支払いなどを求める訴えを東京地裁に起こした。訴状などによると、同局長は三月十二日、「これまでに休日出勤や超過勤務の命令に従わず懲戒処分を受けたにもかかわらず、昨年十二月から今年一月にかけて、十九回にわたり超過勤務の命令に従わなかったことは、国家公務員に必要な適格性を欠く」として免職処分を申し渡した。